

奨励金 **20万円**
または10万・40万円

事業主の
皆様へ

出産後職場復帰奨励金を ご活用下さい

対象事業者	島根県内に本社(または主たる事業所)がある中小・小規模事業者等。 (社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です。)
支給要件	・従業員数50人未満の、島根県内の事業所(本支店、営業所等) (例)サービス業の会社(従業員数100人)の、A営業所(40人)は対象となりますが、B営業所(60人)は対象外となります。 ・産前産後休暇又は育児休業を取得した従業員を職場復帰させ、3か月以上雇用していること
事業者への 支給額	出産後復職した従業員の休業期間が ①育児休業17か月以上 40万円/人 ②育児休業3か月以上17か月未満 20万円/人 ③育児休業3か月未満または産休のみ 10万円/人
申請期間	従業員が職場復帰して3か月経過後から1年間

詳しい内容・申請方法は、お近くの商工会までお問い合わせ下さい。

個人企業経済調査のお知らせ

～6月1日現在で実施します～

国の重要な統計調査です

- 個人企業経済調査は、国が実施する統計調査のうち、統計法に基づく報告義務のある統計調査(基幹統計調査)です。
- 調査対象となった事業主の方には、国が調査を委託した民間事業者から調査票などの調査書類を、5月下旬より順次郵送いたします。
- 調査票を受け取りましたら、インターネット又は郵送により、ご回答をお願いいたします。
- 個人企業経済調査により集められた回答内容は、統計法によって厳重に保護されますので安心してご回答ください。

ぜひ! \ 簡単! 便利! /
インターネットからご回答ください。

個人企業経済調査の詳しい内容はこちら <https://www.stat.go.jp> 個人企業経済調査 検索

総務省統計局からのお知らせです。

飯南町商工会

本所

〒690-3513 島根県飯石郡飯南町下赤名877-1
TEL(0854)76-2118 FAX(0854)76-2955

支援センター

〒690-3207 島根県飯石郡飯南町頓原2212-3
TEL(0854)72-0907 FAX(0854)72-1239

飯南町商工会だより

ごあいさつ

飯南町商工会 会長 明見 榮次



皆様こんにちは。飯南町商工会会長の明見です。昔から「1月は行く、2月は逃げる」と言われるように、はや3月に入りました。皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて昨年は、災難・災害で過ぎた1年であったと感じております。本年は皆様方にとってより良い年であればと願っております。

本年は暖冬で良くも悪くもありましたが、春の足音は一步一步と近づいており、5月にはいよいよ元号が改正しそして地方選挙、7月には国政選挙、秋には消費税の引き上げが予定されているなど、非常に慌ただしい1年になるかと思えます。また国政としては4月から働き方改革法が施行され、仕事に対する考え方を従来から根本的に変えていかなければ、と思っているところです。

商工会としては会員の皆様にしっかりとした情報を引き続き提示し続けなければ、と考えております。その他にも町内のイベントとしては例年通り5月の「ぼたんまつり」、また7月には「半夏まつり」を計画しておるところであり、町内外の皆様楽しんでいただけるよう、会員の皆様にはご協力の程、重ねてお願い申し上げます。

終わりにになりましたが、会員の皆様方の益々のご健勝とご発展をお祈りし、ご挨拶とさせていただきます。

《保険料大幅ダウン》 2018年4月から保険料を引き下げました

商工会の共済制度

貯蓄

保障

入院

「生命」
保障

単独加入可

- ★ 資金の準備に!
- ★ 保険料のご負担を少なくしたい方に!
- ★ 入院保障のご準備に!

※内容の詳細は商工会へお尋ね下さい。



森島顧問 平成30年度全国連会長表彰受章

去る1月25日(金)、赤名にある「憩いの郷 衣掛」にて「平成31年飯南町商工会新年会」を開催いたしました。

当日はご来賓として、山崎英樹町長、山根成二県議会議員はじめ多くの皆様にご出席いただき盛大な会となりました。

また新年会に先立ち、飯南町商工会前会長で現顧問である森島功武氏がその永年の商工会運営並びに地域の振興発展に多大な貢献をされたことにより、昨年11月に全国商工会連合会会長表彰を受けられ、その表彰式を多くの皆様が見守る中、行いました。



青年部の活動

平成30年度の活動について紹介させていただきます。

- 4月14日(土)～15日(日) 視察研修(福岡県・山口県)
- 5月9日(水) 第12回通常総会開催
- 5月20日(日) ぼたんまつり出店
- 6月9日(土) 雲南ブロック研修大会(奥出雲町)への参加
- 7月7日(土) 島根県商工会青年部研修大会(雲南市)への参加
// 半夏祭り出店
- 7月28日(土) とんぼらふる里夏祭り出店
- 9月21日(金) 中国・四国ブロック商工会青年部交流会(高知市)への参加
- 11月21日(水) 商工会青年部全国大会(広島市)への参加



島根県商工会青年部研修大会においては、「飯南町の祭りについて」と題してステージ発表を行いました。長い歴史のある飯南町で開催される祭りと青年部の関わりについて発表するにあたり、たくさんの書物を調べてみると知らなかったことも多くとても勉強になりました。

青年部は通年で部員を募集しています。若者が集まり飯南町の未来を真剣に考えています。男女問いません、飯南町を牽引し続ける組織として一緒に活動していきましょう！

女性部の活動

平成30年度は、女性部任期満了に伴う役員改選の年であり、4月21日(日)の商工会女性部総会において、合併以来お世話頂いた三島部長と熊本副部長が退任され、新たに松田部長が誕生しました。副部長に、新たに2名が加わり、5名の正副部長と6名の常任委員・2名の監査委員の計13名の役員の皆様にお世話になっています。



5月20日(日)のぼたんまつりでは、テント販売はもちろん、よさこいinい〜なんを同時開催し、部員の皆様の協力のもと無事終了することができました。



7月28日(土)のとんぼらふる里夏祭りでも、定番の焼きそばを増やしましたが、完売といううれしい状況でした。

1月12日(土) 頓原由来八幡宮のとんどが行われ、ぜんざい配布のお手伝いで役員の皆様に協力して頂きました。



2月18日(月) 福祉施設(愛寿園・琴引の里・あかぎの里)へ、布を贈呈しました。福祉施設では、毎日必要な物という事で、部員の皆様に声をかけ、切ったものを集めさせていただきました。



あかぎの里

琴引の里

愛寿園

「働き方」が変わります!!

～2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます～

施行: 2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限規制が導入されます!

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)を限度に設定する必要があります。

施行: 2019年4月1日～

年次有給休暇の確実な取得が必要です!

使用者は、10日以上有給休暇が付与される全ての労働者に対し、**毎年5日、時季を指定**して有給休暇を与える必要があります。

施行: 2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます!

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者(パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者)の間で、**基本給や賞与などの個々の待遇ごとに**不合理な待遇差が禁止されます。

働き方改革の推進に向けた課題を解決するために、「**島根働き方改革推進支援センター**」をご活用ください。

働き方改革関連法に関する相談のほか、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。

相談無料

島根働き方改革推進支援センター

(一般社団法人島根県経営者協会内) 松江市母衣町55-4 島根県商工会館4階

電話又はメールにてお問い合わせください。 ☎0120-103-622 ✉hatarakikata@shimanekeikyo.com

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業(島根労働局委託事業)

島根県経営者協会 検索